

## 第 3 5 6 回 兵庫県議会議案 説明資料

### 【条例関係】

- 1 特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する条例  
..... 2

### 【事件決議関係】

- 2 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立三木山森林公園）  
..... 3

令和 3 年 12 月  
農 政 環 境 部

# 1 特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する条例

【148号議案】

## 1 制定の理由

過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）の制定に伴い、基金をその財源に充てる事業を実施する地域（以下「特定中山間地域」という。）の定義規定について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

## 2 制定の概要

- (1) 特定中山間地域のうち旧過疎法に規定する過疎地域を新過疎法に規定する過疎地域に改める（第1条関係）。
- (2) その他規定の整備を行う（改正前の附則第2項関係）。

## 3 施行期日

公布の日

## 2 公の施設の指定管理者の指定【第159号議案】

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立三木山森林公園	神戸市中央区下山手通5丁目7番18号 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 新岡 史朗	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 公益社団法人ひょうご農林機構は、平成5年の開園以来28年間、長期的視点に立った多様な里山林の整備、生物多様性の保全・再生活動等に取り組んできた実績があり、三木山森林公園の基本理念、基本方針に定める森づくり、「人と森との共生」の意味を理解しているといえる。 (2) 森林環境教育にかかる提案として、公園のもつ自然博物館的な機能を活かし、「小学校3年生の環境体験事業」の継続実施とともに、家族連れの来園者向けに自然観察イベントの内容の充実や、QRコードによる説明付き樹名板整備の充実を図るという提案については評価できる。 (3) 情報発信の充実にかかる提案として、SNSの活用や園内のみどころが分かるような工夫、他公園や研究機関との連携等が提案されており、公園利用者だけでなく外部に対しても公園の取組や成果をPRしていく意欲があることは、評価できる。	

# 請 願 文 書 表

令和3年12月8日配付

農政環境常任委員会付託

兵庫県が「気候非常事態宣言」することを求める件

- 1 受理番号 第58号
- 2 受理年月日 令和3年12月1日
- 3 請願者 新日本婦人の会兵庫県本部  
会長 岸本友代
- 4 紹介議員 いそみ 恵子 丸尾 牧

## 5 請願の要旨

新日本婦人の会は、国連が提唱するSDGs・持続可能な開発目標に連帯し、草の根で行動する国連NGOの女性団体である。

地球温暖化の影響で、毎年のように日本でも命が脅かされる酷暑、豪雨や巨大台風による、甚大な災害が起こる非常事態となっている。最新のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告書は、科学的知見から「温暖化は人間によって引き起こされた」と断定し、パリ協定（日本も締約国）は、産業革命前と比べ、世界の平均気温上昇を今世紀末に1.5℃に抑えることを目指している。

しかし、既に約1.2℃上昇（2020年）し、科学者は早ければ2030年代には1.5℃上昇し、生態系の影響は深刻な状況になり、さらに2℃上昇した場合、飢餓と水不足が深刻化し、生物の大絶滅、異常気象の常態化など、温暖化の連鎖はもはや人間の力では止められなくなると厳しく警告しており、こうした気候危機への抜本的対策は「一刻の猶予もない」が世界の共通認識である。

英・グラスゴーで開かれたCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約

国会議)は、成果文書「グラスゴー気候合意」を採択した。世界の気温上昇を産業革命期前と比べて1.5℃までに抑えることを世界の共通目標に位置付け、各国が温室効果ガスの排出削減目標を2022年末までに強化することを求めた。石炭火力は「段階的削減」と不十分であるが、重要な一步と評価されている。

日本は世界5位の温室効果ガス排出国であり、恥ずかしくも国際NGO組織から「化石賞」を受賞するなど、内外の厳しい批判を受ける中、今、「政府は、削減目標の引上げや石炭火力の廃止など、直ちに具体的行動に取り組んでほしい」と、若者をはじめとする大きな世論が高まっている。

国内排出第6位(2018年、環境省)の兵庫県の取組が非常に重要である。県の2030年度までの温室効果ガス削減率目標は2013年度比でわずか35%から38%と、国の46%より更に低くなっており、私たち女性、県民は兵庫県の未来に強い不安とともに懸念を持っている。

地球温暖化に対する危機感を共有し、直ちに立ち上がることが世界の潮流となって、「気候非常事態」を宣言する自治体が急速に広がり、既に国内では100を超える自治体が決議を行っており、県内では現在3市が宣言し、昨年11月に国会では衆参両院が同宣言を可決している。

持続可能な社会実現へ、兵庫県も「気候非常事態宣言」をして、温室効果ガス排出削減目標を引上げ、石炭火力を廃止し再生可能エネルギーに転換するなど、抜本対策を進めることが必要である。

よって、下記事項を要望する。

## 記

- 1 県として「気候非常事態宣言」すること。

# 閉会中の継続調査事件一覧

令和3年度(2021年度)

農政環境常任委員会

件名	項目	調査理由
1 食料の安定供給と農林水産業の持続的発展について	(1) 農林水産振興施策の総合的推進について (2) “食”の安全・安心の確保と食品流通の円滑化、高付加価値化の推進について	農林水産行政をとりまく環境が厳しさを増すなか、食料問題について消費者、生産者、事業者、行政機関が認識を共有し、互いに連携して、TPP協定等による貿易自由化の影響も見極めながら、国内外の産地間競争に打ち勝つ強い農林水産業を確立する必要がある。 そこで、食料の安定供給と農林水産業の持続的発展に関する施策として、ひょうご農林水産ビジョン2030の推進、農林水産技術の開発普及、“食”の安全・安心の確保と食品流通の円滑化、農林水産業・農林水産物の高付加価値化、楽農生活や県産県消、都市農業の推進、中山間地域の活性化、バイオマスの総合的利活用の推進などについて調査する。
2 農業の振興と農村の活性化について	(1) 農業の担い手育成、水田農業の推進と農地の利用調整について (2) 主要農作物の生産振興について (3) 農業改良普及事業及び環境と調和した農業の推進について (4) 畜産の振興について (5) 農協指導・農業金融・農業保険及び農協検査について (6) 農業生産基盤と農村環境の整備・保全について	農業従事者の減少や高齢化が進む一方、グローバル化の進展に伴う競争激化、肥料・飼料等の生産資材の高騰、農産物価格の低迷等により、農業経営は一層厳しさを増しているが、本県の農業・農村が今後とも持続的に発展していくためには、生産性の向上や経営の効率化とともに、農業生産を支える農村の活性化を図ることが必要である。 そこで、農業の振興と農村の活性化に関する施策として、生産条件の整備と農地の集積・集約化など有効利用、意欲ある多様な担い手の育成、環境に配慮した農業の推進、良質・低コストな農畜産物の生産、農村環境の整備・保全などについて調査する。
3 林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上について	(1) 林業の振興と木材利用の推進について (2) 豊かな森づくりの推進について (3) 治山対策の推進と林道の整備について	県土面積の約7割を占める森林は、その人工林の多くが成熟期を迎えており、良質な木材供給と山村地域の経済活性化、また森林の有する水源かん養や土砂流出防止等の公益的機能の発揮を図るために、森林の適正な管理と森林資源の有効利用が求められている。 そこで、林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上に関する施策として、森林整備と原木の安定供給、県産木材の流通加工体制の整備、県産木材の利用促進、森林・林業の普及活動、県民総参加の森づくりや災害に強い森づくりの推進、治山施設の整備や減災対策などについて調査する。
4 水産業の振興と漁村の活性化について	(1) 豊かな海と持続的な水産業の実現について (2) 漁港・漁村の整備について (3) 第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～	水産資源の減少や生産資材の高騰等で厳しい経営環境にある本県水産業の持続的発展には、県民意識の醸成を図りつつ豊かな海の再生を進めるとともに、漁業経営の安定対策、水産物の流通対策等を行うことが必要である。 そこで、水産業の振興と漁村の活性化に関する施策として、水産資源の管理と豊かな漁場の再生、水産物の消費拡大と高付加価値化、漁業経営の安定化と担い手育成、漁村地域の活性化などについて調査する。
5 環境適合型社会の形成と自然環境の保全・再生について	(1) 環境の保全と創造の総合的推進について (2) 自然環境の保全と再生について (3) 野生鳥獣の保護管理の推進について	次世代に継承する環境適合型社会を実現するためには、県民・NPO・事業者・行政等のあらゆる行動主体の「参画と協働」による取組が重要であり、明確な環境施策のもとに、事業者への指導、県民への情報提供を行っていくことが不可欠である。 また、自然と共生する社会を構築するためには、人間活動と密接に関連しながら育まれてきた自然環境や生物多様性について、人と自然の新たな関係のもとで、保全・修復を進める必要がある。 そこで、環境適合型社会の形成と自然環境の保全・再生に関する施策として、「第5次兵庫県環境基本計画」の推進、生物多様性保全と野生鳥獣による農林業被害防止などについて調査する。
6 地域環境への負荷低減と地球環境問題への対応について	(1) 温暖化対策の推進について (2) 大気・水・土壌の保全対策と環境影響評価の推進について (3) 廃棄物対策の推進について	環境と共生した経済社会システムへと転換していくためには、資源やエネルギーの効率的利用と自然界への廃棄物等の排出を最小化するとともに、地域単位、また地球規模での物質循環に係る環境負荷の最小化を図ることが必要である。 そこで、地域環境への負荷低減と地球環境問題への対応に関する施策として、大気・水・土壌環境の保全、兵庫県地球温暖化対策推進計画に基づく取組の推進、循環型社会の構築などについて調査する。

## 姫路市における高病原性鳥インフルエンザの発生と対応状況について

### 1 農場の概要

姫路市 採卵鶏農場 (飼養羽数：156,459羽)

### 2 経過

- (1) 11月16日(火)16時、当該農場から飼養鶏に異常がある旨、姫路家畜保健衛生所に通報
- (2) 同日19時25分、姫路家畜保健衛生所での簡易検査陽性
- (3) 11月17日(水)7時、遺伝子検査(PCR検査)を行った結果、H5亜型を検出し、同日9時、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの「疑似患畜」と決定
- (4) 11月18日(木)、農研機構動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、同病の「患畜」であることが確認。また、H5N1亜型であることが判明

### 3 県の初動対応

- (1) 「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部」並びに「兵庫県鳥インフルエンザ対策中播磨地方本部」の設置
- (2) 当該農場入口の通行遮断
- (3) 当該農場の飼養鶏の殺処分及び殺処分鶏の焼却、汚染物品の処理
- (4) 当該農場からの移動制限区域、搬出制限区域の設定

区 域	家きん農場数	飼養羽数
移動制限区域 (半径3km以内)	1戸	19羽
搬出制限区域 (半径10km以内)	26戸	787,494羽

- (5) 消毒ポイントを5か所設置 (姫路市3、加古川市1、加西市1)
- (6) 総合相談窓口の開設 (開設日:11月17日 開設時間:9時~17時(平日のみ))  
相談件数:相談件数:12件 <12月6日現在>

### 4 発生農場の防疫措置

- (1) 鶏の殺処分  
11月17日(水)9時開始 ~ 11月20日(土)23時終了
- (2) 汚染物品(飼料、鶏糞等)の処理、鶏舎等の消毒  
11月22日(月)8時終了 → 防疫措置完了
- (3) 殺処分鶏の焼却  
11月19日(金)開始~12月1日(水)6時終了

**【参考】作業従事者数(延べ人数、消毒ポイント除く)**

県職員(動員者)1,599人、家畜防疫員205人(うち34名は農林水産省、他県からの応援)、  
近畿農政局30人、団体等262人、自衛隊300人 計2,396人

### 5 発生農場周辺における今後の予定

- (1) 搬出制限区域の解除  
12月3日(金)0時に搬出制限区域を解除(発生農場の防疫措置完了後10日)
- (2) 移動制限区域の解除見込み  
12月14日(火)0時に移動制限区域を解除予定(発生農場の防疫措置完了後21日)
- (3) 消毒ポイントの廃止  
搬出制限区域解除後、半径10kmに設置した3か所の消毒ポイントを廃止  
移動制限区域解除後、全ての消毒ポイントを廃止予定